

23年度に実施したサービス充実、事業成果等の概要

CISTEC におきましては、ここ数年の間に、情報提供、調査研究、出版、研修会、データベース、相談等の主要事業について、皆様方のニーズを踏まえた一連の改善措置を講じてまいりました。大きな改善事項については概ね実現しつつあるかと考えておりますが、この2～3年は、より中期的視点に立った取り組みを行っているところです。

以下、23年度に実施したサービス充実、事業成果等の概要をご紹介します。

1 政府への継続的働きかけによる大幅な規制緩和の実現

輸出管理は国際的な平和と安全の確保のために重要な取り組みではありますが、他方で、その運用次第では、企業の負担を重くし、国際競争力の低下につながるおそれもありますので、不断の規制見直しと継続的な緩和の働きかけが重要です。CISTEC では、関係委員会からの継続的な働きかけに加えて、CISTEC ジャーナルでも規制合理化特集を数次にわたり組むなど、輸出管理の目的に即して企業負担の軽減に直結する事項を中心に働きかけを行った結果、23年度は大きな制度改正が実現することとなりました。

<年度内に実現>

○ 役務における「使用」の定義の見直しの実現

我が国では、役務の「使用」の定義が国際レジームでの限定列举と異なり、例示列举となっていたために、社内管理や商談の上でも大きなネックとなっていました。この数年にわたり、委員会活動として政府に改善の働きかけをしてきましたが、今年度、産業界の要望通り、限定列举に改正されました。

<23年度内にほぼ確定見通し>

以下の点は、経産省より1月末にパブリックコメントの募集が行われており、いずれも産業界の要望を反映したものになっています。募集結果を踏まえて、24年度早々にも公布される見込みです。

○ 誓約書の制度、運用の是正の実現

この数年、輸出認可時の誓約書によって、輸出者による輸出先需要者に対する恒常的な監視負担を強いられるような運用がなされる場合がありますでしたが、通常のビジネスの範囲内で行えばよいこととされ、需要者が無断で移転をしてしまったとしても、輸出者の責任が問われるものではないとの考え方が明確になりました。

また、通達の統合等に伴う手続簡素化の一環として、最終需要者が確定している輸出については、誓約書の事前同意の対象を再輸出に限定し、再移転・再販売時には原則不要とされることとなりました。また、輸出者による誓約書は廃止され、許可条件化して日本政府による要請である旨が需要者に明確になるようになりました。

○ 包括許可制度の大幅見直しの実現

ホワイト国向けの一般包括許可が創設され、CP/CL要件が撤廃されたほか、一般包括許可適用対象地域が拡大されることとなるなど、懸念の少ない地域向けの手続簡素化が進展しました。

インフラ・プラント案件、既輸出貨物の補修・交換品に係る特定包括申請において継続的な取引関係の回数要件が撤廃されることになり、利用がしやすくなりました。

また、海外子会社向けの特定子会社包括許可についても、資本要件の緩和、役務対象範囲の拡大、子会社の範囲の拡大、グループ企業間における取引の自由化等の改善措置がとられることとなりました。

○ 通達の統合と手続き・書類の簡素化の実現

法体系の整理統合の一環として、許可申請書添付書類関連通達13本、キャッチオール規制関連通達6本のそれぞれの一本化・簡略化のほか、書類の様式化、明確化など、企業負担の軽減につながる措置が取られることとなりました。

< 24年度に実現見込み >

○ 市販暗号特例の非該当化の実現の見込み

関係企業において、大きな実務的負担となっており、海外では非該当となっている市販暗号特例を非該当化する旨、経済産業省より方針が明らかにされました。今年前半の早い時期に改正される見込みです。

○ 輸出規制品目番号国際化に向けた具体的検討の進展

輸出規制番号が我が国だけが異質なものになっていることが国際展開の大きなネックになっていることから、EU 準拠を働きかけてきています。これを受け経産省では、平成 22 年 10 月に公表された規制品目の日・EU 対比表の公表に続いて、具体的な国際番号体系への移行を念頭に CISTEC の WG と意見交換をしながら検討作業が進められています。24 年度内に具体的進展が期待されるところです。

○ 日本版 VSD（自主申告）の実現の見込み

事後審査において、CP 企業が CP を機能させて違反等を見つけて自主申告してきた場合には、悪質な場合を除いて公表を行わない処分に留めるほか、処分内容も法益侵害の程度に応じて、いくつかの段階をつけて企業側の負担を軽減するとの運用に転換される見込みです（既に平成 23 年秋から試行中）。

<CISTEC の側面支援努力>

○ CISTEC ジャーナルでの累次にわたる規制合理化特集

CISTEC では、委員会活動による経産省への要請活動に合わせて、折りに触れて規制緩和・合理化特集を組んできましたが、特に平成 23 年度は集中的に毎号、特集を組み、問題の所在の理解促進、経産省課室長の規制合理化の意欲を紹介するインタビュー掲載、合理化措置の解説その他の各種記事を掲載しました。

○ 当局の指導案件に係る相談窓口の設置（会員向け）

当局の審査・検査窓口等における解釈、指導等に関して、従前のものと異なったり過剰な負担を招く等の懸念が生じた場合に相談に応じる窓口を、23 年度初めに設置し、運用しています。

2 該非判定負担軽減のための支援措置の実施

該非判定作業は、輸出管理実務の上でも、取引審査と並ぶ重要な作業ですが、他方で関係法令が難解なこともあり、適確に判定作業を行うことが難しい面があります。このため、CISTEC では少しでもその作業負担を軽減するために、以下のような措置を講じました。

○ 『実務者のための該非判定法令ハンドブック』の発行

実務者が、該非判定のための法令参照作業を円滑化できるよう、輸出令別1や外為令の別表の貨物・技術に特化した法令ハンドブックを初めて制作し、発行しました。

○ 該非判定支援トライアルサービスの実施

企業等における該非判定の適切性を、第三者機関として、外部アドバイザーの協力を得て検証し、検証証明書を発行する該非判定支援トライアルサービスを昨年12月より開始しました。個別企業等への支援サービスとしては初めての事例です。中小企業等を念頭においたフルサポートサービスも用意しました。解釈等の経産省への事前照会、解釈等について当局と相違した場合の支援等も行います。新年度から本格実施予定です。

○ HPに「該非判定便利帳」コーナーをアップ

HPに、該非判定実務についての理解を促進するための基礎解説、QA等を盛り込んだ「該非判定便利帳」をアップしました。

○ Webセミナー「該非判定超入門」のアップ

平成22年度に書籍として『該非判定入門』を発行するとともに、セミナー事業のうちの実務演習コースにて該非判定実務解説を行ってきていますが、それらの基本エッセンスを盛り込んだWebセミナー「該非判定超入門」を作成し、「該非判定便利帳」コーナーにアップしました。

○ 総合データベース事業に「ガイダンスデータベース」を新設（「3」参照）

○ 経産省における事前相談制度の改善実現

経産省の事前相談制度については、これまでネットで相談できない、企業名が公表される等使い勝手の悪さが指摘されており、産業界からその改善を要望してきましたが、今後、ネットでの受付、氏名非公表の措置がとられることになりました。該非判定の前提となる解釈の明確化に資するものかと思えます。

3 輸出管理実務の効率化、合理化に向けた支援

○ 総合データベース事業に「ガイダンスデータベース」を新設（再掲）

総合データベースに「ガイダンスコーナー」を新設し、最初に「分野別ガイダンス」すべてと「図説 軍事転用可能な民生品」シリーズとをアップしました。規制対象貨物等に関する解説等が横断的に容易に検索できるようになりました。今後、順次ガイダンスの種類を増やして行く予定としており、今夏を目途に、「海外法制度ガイダンス」をすべて収録する予定です。

○ 汎用品の通常兵器への転用可能性の図説本の制作

汎用品の大量破壊兵器への応用可能性に関するビジュアルな図説資料に続き、ワッセナーアレンジメント規制品目を対象に、通常兵器への応用可能性についての図説本を5月に発刊しました。これらを併せて、総合データベースに新設したガイダンスコーナーにも収録しました。

○ 責任者のための輸出管理セミナー開催

責任者にとって必要な最新の情報や今後の動向、また、輸出管理業務を管理する立場として社内的にどのようにマインドセットしていくべきか、自主管理や該非判定実務のこういった点に気を配るべきか、さらに、グループ会社や海外子会社指導・管理のベストプラクティス等、輸出管理実務の管理者・責任者向けのセミナーを新規に開催しました。

○ 非該当品の「公表リスト」のWeb版への移行

半導体の各メーカーが非該当品の公表を行う「公表制度」に基づく情報提供方法について、Windows版の検索システム等の提供に代えて、OSに左右されず、最新情報を常に参照できるよう、Webによる提供に移行しました（昨年6月より稼働。紙版、CD-ROM版も当面は残ります。）。なお、輸出の円滑化を更に図るべく、函館税関から沖縄地区税関までの全ての税関並びに財務省関税局に提供し、その活用促進の環境整備に努めました。

○ STC Associate 認定試験の回数を増やして実施

受験者のご要望にお応えしてSTC Associate 認定試験の実施回数を東京、大阪で3回、名古屋では2回と頻度を増やして実施。今後も同様の開催頻度を継続します。

○ 包括マトリックスVBA版の提供（会員向け）

経産省がサイト上で提供している包括許可に関するエクセルファイルをVBAを使用して、包括許可の適用確認にご活用いただけるよう、より検索しやすいようにCISTECで改良し提供いたしました。

○ チェーサー情報に係るバッチ処理（一括照会）等の実施準備

チェーサー情報について、各企業における顧客リストとの一括照合システムの導入について、産業界からの要望が強いことを踏まえて、23年度導入を前提に実施準備を進めてきましたが、システム開発の遅れにより提供には至りませんでした。今後、開発を急ぎ極力早期に提供できるよう引き続き取り組んでまいります。

なお、これまでトライアルで実施してきたロック解除サービスについては、本格サービスを開始しました。

4 中小企業、大学向け支援事業の実施

CISTECでは、これまで、大学会員制度の開始や中小企業支援センターの設置などにより、輸出管理に関する知識・経験が浅い大学や中小企業向けの支援事業を行ってきました。23年度においても、以下のような事業を行いました。

○ 該非判定支援トライアルサービスの実施（再掲）

企業等における該非判定の適切性を、第三者機関として、外部アドバイザーの協力を得て検証し、検証証明書を発行する該非判定支援トライアルサービスを昨年12月より開始しました。個別企業等への支援サービスとしては初めての事例です。中小企業等を念頭においたフルサポートサービスも用意しました。開始して3ヶ月の間に、既に20件以上の利用申込み・打診がありましたが、ほとんどは中小企業でした。

○ 中小企業、大学での人材募集支援

これまで、大学での輸出人材募集を行う場合を想定して、その支援のために、CISTECに登録した人材に募集情報を提供してきました。その実績は、大学だけに留まらず、企業、公共法人等もあり、3年間の累計で、約30件に上り、その多くが採用に至っています。23年度には、公共法人や大学向けに9件の募集情報の提供を行いました。

○ 大学会員制度、大学向け講師派遣の継続

平成21年3月にスタートした大学会員制度は順調に会員数を伸ばし、現在22大学となっています(22年度末は17大学)。学内セミナー等への派遣は23年度は約25回となっています。地域ブロックでの広域的セミナーへの講師派遣やオンデマンド方式のセミナーの開催等、派遣方式も多様化してきています。

- ※ 平成22年度に国からの受託により行った中小企業に対する個別の相談事業については、23年度からは国が別途の形で中小企業全般の相談支援事業の中で行うこととなったため、そちらに移行しました。なお、同じく国から受託した中小企業関連調査事業については、報告書をHPにアップしています。

5 アウトリーチセミナーへの協力、参加

これまで、経済産業省が実施するアジア地域でのアウトリーチ活動への協力や、アジア輸出管理セミナー、国際交流分科会による訪欧・訪米ミッションの派遣等の諸活動を通じて、CISTECの活動の紹介、国際認知度向上に努めてきましたが、今年度は、以下のような国際セミナーの開催、政府ミッションの受入れを行い、交流に努めました。

CISTECを軸にした産官学の協力、交流を通じた輸出管理レベルの向上についての国際的関心が高いほか、CISTECの認知度向上が、米国政府等の規制緩和にもつながるようになってきています。

- 台湾における台湾経済部共催産業界向け輸出管理セミナー(昨年10月)
- 訪米ミッションの派遣(昨年11月)
- 国連イラン並びに北朝鮮制裁委員会専門家パネルとの意見交換
(昨年12月)
- アジア輸出管理セミナーの開催(本年2月)
- 韓国知識経済部との意見交換(本年2月)

参考

CISTEC のこの 5 年間の取組みについて

—サービスと機能の充実実績概要

CISTEC では、この数年間、会員の皆様を始め輸出管理に携わる皆様の効率性・利便性向上や、果たすべき役割を踏まえた様々な機能向上に取り組むにつれ、負担軽減の努力も続けてまいりました。その概要をご紹介します。

1 サービスの充実による利便性、効率性向上

○ 総合データベースその他情報サービスの充実

- ・チェッカーコーナーの全面システム化—従前の FAX による申込み—回答から、ネットによる検索システムに移行
- ・DPL 情報の自前提供への切り換え—企業グループでの利用、海外子会社での利用の可能性。
- ・ロック解除サービスの導入、バッチ処理（一括照会）の実施準備
- ・ガイダンスデータベースの新設—分野別ガイダンス等（海外法制度ガイダンスを追加準備中）
- ・公表リストの Web 版への移行、包括マトリクス VBA 版の提供

○ 研修事業の充実

- ・セミナーコースの多様化—実務演習コース、責任者コースの新設。EAR コースの充実。
- ・セミナー開催頻度の増加—基礎コース、実務演習コースの年 2 回化+地方開催。
- ・セミナー開催の東京偏重の是正—大阪、名古屋、地方開催の増加。
- ・無償での Web セミナー、e ラーニング教材の提供。
- ・無償セミナーの開催—BIS アップデート、警察庁講話等

○ STC 実務能力認定試験の充実

- ・Expert の資格化（安全保障貿易管理士）と段階的取得制度の導入
- ・Legal Expert 資格の新設
- ・Associate 試験の年 2 回化—23 年度以降 3 回化。

○ 出版事業の充実

- ・各種基礎的解説本の大幅な充実、外為法改正解説書等、啓発用 DVD の発行
- ・該非判定支援書籍の充実—「該非判定入門」「該非判定のための法令ハンドブック」

- **CISTEC ジャーナルの内容の大幅な充実**
 - ・規制緩和・合理化関係の累次の特集による情報提供、提言
 - ・海外調査レポートの充実
 - ・一般向けに電子版を発行（検索も可能）

- **ホームページを通じた情報提供の拡充**
 - ・ホームページの全面的刷新
 - ・基礎的情報の整理発信—輸出管理基礎情報、遵守基準、該非判定便利帳
 - ・Web セミナーの充実
 - ・外為法入門、入門者・中小企業・大学向け案内等のサイト新設 等

2 果たすべき役割を踏まえた機能の拡充

- **全般的普及啓発機能、輸出管理業務効率化支援機能**
 - ・上記「1」記載の通り。

- **規制緩和・合理化促進機能**
 - ・委員会活動の単なる事務局に留まらず、規制緩和等の必要性のわかりやすい解説、提言等を CISTEC ジャーナルで展開、その他の規制緩和促進のための側面的支援活動
 - ・米国政府への EAR 等規制緩和要請活動
 - ・経済産業省の個別指導事案に関する相談窓口の設置

- **シンクタンク機能**
 - ・懸念国等の貨物・技術状況、米国情報、国際的不正調達ルートその他の調査分析の報告書、CISTEC ジャーナルでの紹介等

- **中小企業、大学の支援機能**
 - ・大学会員制度による各種サービス利用円滑化
 - ・大学向けガイダンス、支援サイトの設置
 - ・中小企業支援センターの設置、支援サイトの設置
 - ・個別企業等向けの該非判定支援サービスの導入

- **人材活用支援機能**
 - ・輸出管理人材募集情報の提供—大学、研究機関、中小企業等の人材募集情報を大企業 OB 等の専門家に提供し、人材の有効活用と日本全体の管理水準向上を支援。

- ・ STC・Expert の資格化—「安全保障貿易管理士」の呼称を可とし、志気向上を支援。
- ・ CISTEC のサービス充実におけるアドバイザー登用とその積極活用—約 25 名

○ 海外諸国の輸出管理支援機能

- ・ 日本政府やアジア諸国の政府、経済団体等からの要請に応じて、アウトリーチ活動に協力。
- ・ 従来はなかった国連安保理 1540 委員会や制裁委員会への協力を行い、日本の産業界や CISTEC の取組みを紹介し、高い評価を得た（「CISTEC モデル」）。

3 会員、利用者の負担軽減

○ サービス料金の一律 2 割引き下げ

- ・ 平成 19 年に、セミナー、出版物、総合 DB 等について、一律料金を 2 割引き下げ。
(例) セミナー受講料 (会員) 7000 円→5000 円/人

○ 賛助会費の引き下げ

- ・ 中小企業、会員子会社の会費を半額に引き下げ
- ・ 純粋中小企業、100%子会社の会費の引き下げ額拡大

○ 親会社及び子会社のグループ入会制度の新設

- ・ 一定社数以上の企業グループで入会した場合の会費減額措置導入
- ・ 親会社による子会社の会費負担の可能化

皆様からいただいた貴重な賛助会費や事業から得られた収益は、上記のようなサービス充実と機能拡充のために使わせていただいています。どうしても一定のコストがかかりますが、アウトソーシングサービス等も活用しながらコスト低減に努めつつ、賛助会員等アンケート結果や情報分科会からのご要望等を十分に踏まえて、引き続きサービスと機能の充実に努め、いただいた会費の費用対効果が高まるよう努力してまいります。